3　特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況

⑴　組合又は連合会との間の契約の締結の状況

（略）

（記載上の注意）

1　本表は、組合又は連合会との間で法第111条第１項の契約を締結している場合に記載すること。

2　「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会（法第111条第１項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。

3　「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合又は連合会との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達（法第110条第２項第１号に掲げる行為（第50条の31の18に規定する行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第110条第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

⑵　農林中央金庫との間の契約の締結の状況

（略）

（記載上の注意）

1　（略）

2　「同意組合又は連合会名」欄は、法第113条に規定する同意をしている組合又は連合会の当期末における名称を記載すること。

3　（略）

4～7　（略）

8　特定信用事業電子決済等代行業の実施状況

（略）

（記載上の注意）

1　「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者（法第110条第２項第１号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者（特定信用事業電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする特定信用事業電子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者である貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図の伝達に係る基本契約（継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用する貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2　「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第110条第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者又は特定信用事業電子決済等

3　特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況

⑴　組合又は連合会との間の契約の締結の状況

（略）

（記載上の注意）

1　本表は、組合又は連合会との間で法第121条の５の３第１項の契約を締結している場合に記載すること。

2　「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会（法第121条の５の３第１項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。

3　「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合又は連合会との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達（法第121条の５の２第２項第１号に掲げる行為（第50条の31の18に規定する行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第121条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供（同項第２号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

⑵　農林中央金庫との間の契約の締結の状況

（略）

（記載上の注意）

1　（略）

2　「同意組合又は連合会名」欄は、法第121条の５の５に規定する同意をしている組合又は連合会の当期末における名称を記載すること。

3　（略）

4～7　（略）

8　特定信用事業電子決済等代行業の実施状況

（略）

（記載上の注意）

1　「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者（法第121条の５の２第２項第１号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者（特定信用事業電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする特定信用事業電子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者である貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図の伝達に係る基本契約（継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用する貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2　「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第121条の５の２第２項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者又は特定信用事業電